

答申番号：令和8年度答申第1号

事件名：「日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題」等の一部利用決定に関する件

答申日：令和8年6月25日

諮問庁：外務大臣

諮問番号：令和7年度諮問第1号

諮問日：令和7年11月28日

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

次のファイル1及びファイル2の特定歴史公文書等に含まれる、別紙1に掲げる通番1から通番97までの文書（以下、あわせて「本件対象文書」という。）につき、別紙1のとおり利用を制限するとした外務大臣（以下「外務省」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の決定については、諮問庁が新たに利用に供するとした別紙2の部分の他に、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分を利用に供すべきである。

ファイル1：日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題（分類番号 2022-0536）

ファイル2：日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題等（分類番号 2022-0537）

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、処分庁が令和7年7月14日付け利用決定第0221号により行った一部利用決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

ただし、個人情報に関する情報（公文書管理法第16条第1項第1号イ）及び、法人に関する情報（公文書管理法第16条第1項第1号ロ）は除く。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書（令和7年9月1日付け外務大臣宛て提出）

処分庁による本件処分の理由として、以下の記載がある。

「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、利用を認めないこととしました。（公文書等の管理に関する法律第16条第1項第1号ハに基づく。なお、当該決定は当省（当該文書の移管元側）の判断による。）」（分類番号 2022-0536）「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、利用を認めないこととしました。（公文書等の管理に関する法律第16条第1項第1号ニに基づく。なお、当該決定は当省（当該文書の移管元側）の判断による。）」（分類番号 2022-0536）

「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、利用を認めないこととしました。（公文書等の管理に関する法律第16条第1項第1号ハに基づく。なお、当該決定は当省（当該文書の移管元側）の判断による。）」（分類番号 2022-0537）

しかし、本件処分は、次の点において、違法又は不当であり、取り消されなければならない。

ア 2012年10月11日東京地方裁判所民事第2部「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決（以下「10.11判決」という。）では、いわゆる「30年ルール」について、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を国に対して求めた。本件利用請求文書に対しても、上記のような10.11判決の趣旨が十分に考慮されるべきである。

イ 「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の「2. 法第16条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準」の「(3) 国の安全等に関する情報（法第16条第1項第1号ハ）についての判断基準」のウには次の記述がある。

「『他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ』とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉結果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。」。

本件文書は、遺骨収容、保管・管理や返還に関わる文書であって、日本政府も人道上の問題として、予算措置までとって対応している。遺骨返還

に関して、「我が国が望む交渉成果」とはいかなるものか定かではないが、遺骨返還が日韓関係を好転させることは明らかであり、「交渉上の地位が低下」「交渉上の不利益」はありえない。日本にとっても利益となることは明らかであり、積極的な公開こそ求められている。

ウ 「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の「2. 法第16条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準」の「(4)公共の安全等に関する情報(法第16条第1項第1号ニ)についての判断基準」のエには次の記述がある。

「『公共の安全と秩序の維持』とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、情報公開法第5条第6号イの規定により判断する。」。

遺骨の収容、保管管理、返還に関する情報を公開することが、「公共の安全を脅かす」ことがありえるだろうか。いかなる意味で上記の類型に当てはまるというのか、説得力のある説明がなされるべきである。

## (2) 意見書(令和7年12月12日付け公文書管理委員会宛て提出)

ア 諮問庁は、請求人が呈示した関連訴訟の判決について、「東京高裁では、作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際慣習であると認められるに足る証拠はない旨判示しており、第一審判決に依拠した審査請求人のかかる主張には理由がない」と主張する。

請求人は重要判例の一つとして当該判例を呈示したのであって、控訴審で「証拠はない旨判示」などと開き直られても困る。そもそも、何のた

めに情報公開制度や公文書管理制度は作られたのか。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第1条及び「公文書等の管理に関する法律」第1条の「目的」に共通しているのは、「国民に説明する責務が全うされる」という点だ。日本国憲法は前文で「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と掲げている。情報公開制度は日本国憲法が掲げる「国民主権」と不可分一体のものである。全部不開示、あるいは「のり弁」の文書を目にする度に、諮問庁は果たして「国民に説明する義務」を「全う」するつもりがあるのか、と思わざるをえない。「30年ルールは国際基準ではない」などと胸を張る政府をいただくなど、国民として恥ずかしい限りだ。

イ 諮問庁は、「遺骨返還が日韓関係を好転させ、日本にとっても利益となることは明らかとする審査請求人の主張は、論理の飛躍があ」と批判する。本件文書に係る遺骨は植民地支配下で命を落とした朝鮮半島出身者のものであり、その多くが日本の領土領海内に保管されているものである。主権国家としては、韓国政府に「どうぞ自由に持って行ってください」と言えないのであれば、日本政府として主体的に返還することは歴史的経過からも現実性からも当たり前のことである。それをあたかも取引の材料であるかのように取り扱う諮問庁の姿勢こそ、「論理の飛躍」ではないか。

本件手続きの対象文書の「旧軍人・軍属等韓国人遺骨返還問題」（49.4.22 北東アジア課）には「遺骨問題は韓国における反日感情をあおる大きな要因の一つであり、速やかにその解決をはかることが望ましいこと、終戦後30年近く経過している現在、遺族が判明しないとしていつまでも本邦にこれを留めおくは不自然であること及び厚生省による遺骨管理の中断は、じ後の措置を適切にすることにより必ずしも不法行為とはならないこと（詳細は別添1 法務省見解）を考慮して人道的立場から次の解決策を口頭にて厚生省に示唆し、積極的検討を求めることとしたい。」との諮問庁の見解が記録されている。今日においては、すでに終戦後「80年」となっており、「遺骨問題は韓国における反日感情をあおる大きな要因の一つであり、速やかにその解決をはかることが望ましい」ことは、誰の目にも一層明らかではないか。「遺骨問題が日韓関係を好転させる」との請求人の認識は、「論理の飛躍」どころか、まさに上記諮問庁の過去の見解に沿うものである。

ウ 諮問庁の理由説明書によれば、「利用制限事由が公文書管理法第16条1項1号ニに該当すると判断した箇所について、改めて検討したところ、公共の安全に関する情報等が存在せず、むしろ以下のとおり別の事由に該当する」とのことである。請求人が指摘したように、「審査基準」には

かなり具体的な例示がなされており、「公共の安全に関する情報」であるか否かは誤認のしようがない。遺骨の収容、保管・管理、返還に関する情報を公開することが、「公共の安全を脅かす」ことなど、あり得ないのである。

これは、請求人を含む日本国民が直接文書を見ることができないことをいいことに、諮問庁において、「公共の安全」等の非公開要件を恣意的に拡大解釈し、非公開の範囲を最大化することが常態化していることの証左である。単なる「誤認」では済まされない。「国の安全が害される」

「他国との信頼関係が損なわれる」「交渉上不利益を被る」等の非公開理由も、真に客観的に妥当と判断されるか、主権者たる国民に対する説明責任の観点から検証されるべきだ。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が提出した理由説明書及び補充理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書（令和7年11月28日付け公文書管理委員会宛て提出）

##### （1）審査請求の対象となった特定歴史公文書等の概要

審査請求の対象となった処分に係る特定歴史公文書等は、以下2ファイルである。どちらも旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨返還問題に関する文書を収録しており、令和4年9月に外交史料館に移管され、特定歴史公文書等となったもの。

ファイル1：「日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題」（分類番号2022-0536）。クロノロジー、遭難韓国人の遺骨調査報告、遺骨の保管状況、外務省と厚生省の協議及び遺骨の返還交渉に関する文書を含む。

ファイル2：「日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題等」（分類番号2022-0537）旧日本軍人・軍属であった在日韓国人に対する補償と日韓請求権協定との関係及び旧軍人韓国人の消息調査に関する文書を含む。

##### （2）利用決定の概要

「日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題」（分類番号2022-0536）は公文書管理法第16条第1項第1号イ、ロ、ハ及びニに該当する部分を含むものとして、続いて「日韓関係／朝鮮半島出身者遺骨返還問題等」（分類番号2022-0537）は公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハに該当する部分を含むものとして、令和7年7月14日付けで一部利用とする決定

をした。

### (3) 利用請求から審査請求までの経緯

本件は、審査請求人から令和5年7月14日付けで利用請求があり、令和7年7月14日付けで一部利用とする決定をした。同日、令和7年7月15日以降に閲覧実施が可能であることを記載した利用決定通知書をメールにて送付。同年7月17日に審査請求人が外交史料館に来館し、今回対象となっている特定歴史公文書等を閲覧した。同年9月1日付けで審査請求人から外務省宛の審査請求書が提出された。

### (4) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、いわゆる「30年ルール」を適用した「10. 11判決」の内容が十分考慮されていない旨主張する。しかしながら、平成26年7月25日東京高等裁判所第8民事部「文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件（平成24年（行コ）第412号）」及び「文書一部不開示決定処分取消等請求附帯控訴事件（平成25年（行コ）第231号）」判決（以下「東京高裁判決」という。）は、「年月の経過によっても開示による国家又は公共の利益が害されるおそれが低減しない情報が存在しうると考えられる」と認定しており、本件で利用制限を行った情報は、かかる情報に該当することから非公開としたものである。また、東京高裁判決では、作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際的慣習であると認められるに足りる証拠はない旨判示しており、第一審判決に依拠した審査請求人のかかる主張には理由がない。

また、本件で利用制限を行った情報については、朝鮮半島出身旧軍人・軍属等の遺骨の返還に係る問題についての我が国の検討内容、対処方針、具体的な対応ぶり及び公にしないことを前提とした韓国との協議の内容に関する記述が記載されている。これらは、時の経過を考慮してもなお、公にすることにより、我が国及び韓国の考え方や対応ぶり及び日韓間の交渉の途中経過や交渉の詳細なやり取り等が明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来韓国との類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあると判断したものである。この点、遺骨返還が日韓関係を好転させ、日本にとっても利益となることは明らかとする審査請求人の主張は、論理に飛躍がありその主張には理由が無いと言わざるを得ない。

また、本件審査に当たっては、時の経過の考慮を行った上で、公文書管理法第16条第1項第1号に該当するか否かについて個別に判断したものであり、審査請求人のような不合理な判断は行っていない。

なお、「日韓関係/朝鮮半島出身者遺骨返還問題」（分類番号2022-0536）の以下の文書のうち、利用制限事由が公文書管理法第16条第1項第1号

ニに該当すると判断した箇所について、改めて検討したところ、公共の安全に関する情報等が存在せず、むしろ以下のとおり別の事由に該当するため、それぞれ利用制限事由を次のとおり訂正する。

訂正 1：当該利用制限箇所について、全て朝鮮半島出身者・軍属等の遺骨の返還に係る問題についての法人からの詳細な説明であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある情報と判断し、「法人に関する情報（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ）」に該当する。

訂正 2：その他の公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニに該当すると判断した箇所について、遺骨返還交渉に係る関係者とのやりとりの内容が明らかとなると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来韓国との類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがある、さらに、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、「個人に関する情報（同法第 16 条第 1 項第 1 号イ）」及び「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある（同法第 16 条第 1 項第 1 号ハ）」に該当する。

以上により、諮問庁としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

## 2 補充理由説明書（令和 8 年 5 月 20 日付け公文書管理委員会宛て提出）

当初、本件対象文書 167 頁目の利用制限部分の記載は、諮問庁と韓国政府との信頼関係に影響を及ぼすおそれがあるものとして、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハに該当すると判断し、利用制限してきた。

その後、当委員会からの照会事項を踏まえ、改めて精査した結果、むしろ法人の正当な利益として保護に値するものと判断し、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロに該当するものとして、非公開とするものである。

## 第 4 委員会における調査審議の経過

当委員会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |                  |                       |
|---|------------------|-----------------------|
| ① | 令和 7 年 11 月 28 日 | 諮問の受理（令和 7 年度諮問第 1 号） |
| ② | 同日               | 諮問庁から理由説明書を収受         |
| ③ | 同年 12 月 12 日     | 審査請求人から意見書を収受         |
| ④ | 令和 8 年 1 月 30 日  | 本件対象文書の見分及び審議         |
| ⑤ | 同年 3 月 12 日      | 諮問庁職員からの口頭説明の聴取及び審議   |

- ⑥ 同年4月17日 審議
- ⑦ 同年5月1日 審議
- ⑧ 同年5月20日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑨ 同年6月18日 審議及び答申の決定

## 第5 委員会の判断の理由

### 1 本件諮問事案について

本件対象文書である2ファイルは、旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨返還問題に関する文書を収録したものであり、外務省において作成・保存されていたものが、令和4年9月に外交史料館に移管され特定歴史公文書等となったものである。

処分庁は、本件対象文書の利用請求に対し、その一部が公文書管理法第16条第1項第1号イ、ロ、ハ又はニに該当するとして利用を制限する原処分を行ったが、審査請求人から本件対象文書の原処分における利用制限のうち、公文書管理法第16条第1項第1号ハ及びニに該当する利用制限を取り消すよう審査請求が行われた。

これについて、諮問庁は、理由説明書において、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当するとした部分を同号ロ又はハに該当すると訂正するとともに、原処分を維持することが妥当と主張し、また、その後提出した補充理由説明書において、上記理由説明書で同号ハに該当すると訂正した部分の一部について、利用制限事由を同号ロに変更している。

以上を踏まえ、当委員会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別紙1に掲げる利用制限部分のうち、別紙2に掲げる部分は利用に供して差し支えないとし、その余の部分は利用制限を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、別紙3に掲げる部分の利用制限事由該当性について検討する。なお、原処分において公文書管理法第16条第1項第1号ロに該当する情報として利用制限された部分について、審査請求人は本件審査請求の対象外としているが、諮問庁が理由説明書及び補充理由説明書において利用制限事由を同号ロに変更した部分については、審査請求人の主張の趣旨に鑑みて、本件審査請求の対象として判断する。

### 2 利用制限事由の該当性について

#### (1) 別紙3の番号1

ア 当該部分を利用制限した理由について、諮問庁は次のとおり説明する。

朝鮮半島出身旧軍人・軍属等の遺骨の返還に係る問題についての我が国の検討内容、対処方針、具体的な対応及び公にしないことを前提とした韓国との協議の内容に関する記述が記載されている。これらは、時の経過を考慮してもなお、公にすることにより、我が国及び韓国の考え方や

対応ぶり及び日韓間の交渉の途中経過や交渉の詳細なやり取り等が明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来韓国との類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがある。

イ 加えて、当委員会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、朝鮮半島出身旧軍人・軍属等の遺骨の返還に係る問題についての我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応ぶりに関する記述であって、交渉の具体や日本政府として韓国側には公式には伝えていない情報もあるため、非公開としたものである。

ウ 当委員会において当該部分を見分したところ、朝鮮半島出身旧軍人・軍属の遺骨返還交渉に係る経緯、我が国の対応方針、韓国との調整内容が記載されていることが認められる。別紙4に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、我が国及び韓国の考え方や対応ぶりが明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来韓国と類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分のうち、別紙4に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ又は将来韓国と類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあると諮問庁が認めることにつき相当の理由があると認められることから、公文書管理法第16条第1項第1号ハの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

エ しかしながら、別紙4に掲げる部分については、原処分で既に利用に供されている部分と同旨の又は同部分から容易に推測できる内容であって、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、また、将来韓国と類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるとは認められないことから、利用に供すべきである。

## (2) 別紙3の番号2

ア 当該部分を利用制限した理由について、当委員会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

公電に記載の発着時刻、パターン・コード等は現在外務省が使用している公電システムの管理にかかる情報であって、したがって公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ国の安全が害されるおそれがあるために非公開としている。

イ 当委員会において当該部分を見分したところ、当該部分には、公電の発着時刻及びパターン・コードが記載されており、当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると諮問庁が認めることにつき相当の理由があると認められることから、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

### (3) 別紙 3 の番号 3 及び 4

#### ア 別紙 3 の番号 3

諮問庁は、理由説明書において、当該文書の利用制限事由を公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニから同号ロに変更している。その理由について、当委員会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該文書は、法人が内部的な事情説明のために任意に提出した一次資料であり、公にすることを前提に作成されたものではなく、法人としての内部対応・判断過程が含まれ、これを国が公表することは、同法人の信用等に具体的な不利益を及ぼすおそれがあると考えため、非公開としたものである。

当委員会において当該文書を見分したところ、当該文書は、上記の諮問庁の説明のとおりであると認められ、当該文書を公にすると、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとする利用制限事由変更に係る諮問庁の説明は首肯できる。

#### イ 別紙 3 の番号 4

諮問庁は、理由説明書において、当該部分の利用制限事由を公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニから同号ハに変更し、更に補充理由説明書において、同号ハから同号ロに変更している。

当委員会において当該部分を見分したところ、当該部分は、外国政府等が関与する外交関係に直接関連する性質は認められず、法人間の内部的調整に係るものであることが認められる。そうすると、当該部分を公にすると、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとする利用制限事由変更に係る諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、別紙 3 の番号 3 及び 4 については、これを公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロの利用制限事由に該当し、利用を制限することは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

諮問庁は、別紙1の通番7、通番18、通番22、通番31、通番35、通番50及び通番51の一部の文書について、理由説明書において、利用制限事由を変更している。さらに、通番31の一部の文書については、補充理由説明書において、利用制限事由を更に変更している。このような事後的な変更は、処分庁及び諮問庁において、個々の利用制限部分に係る利用制限事由該当性の検討が不十分であったことを示している。かかる対応は、国民の処分庁及び諮問庁に対する信頼を損なわせるものであることから、再発の防止を求める。

#### 5 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の利用請求につき、その一部を公文書管理法第16条第1項第1号ロ又はハに該当するとして利用を制限すべきとした原処分について、諮問庁が、同号ロ又はハに該当するとしてなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分は同号ハに該当せず、利用に供すべきであるが、その余の部分は、同号ロ又はハに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 菫葉 裕子、委員 伊藤 正次、委員 川島 真

## 別紙1 処分庁が原処分で利用を制限した情報

\*本表における対象文書名は、処分庁が利用決定の実施に際し、利用請求をした者の利用に供した本件対象文書の写しに示した文書名である。また、頁数は、諮問庁から提出されたインカメラ文書に付されたものである。

1 通番	2 対象文書名	3 頁数	4 原処分で利用を制限した情報	
			5 利用制限箇所	6 利用制限事由
1	「朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉」等	4-20 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
2	「(付紙)旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し問題」	21-24 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号ハ
3	「朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉」	25-28 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
4	「元日本兵死亡確認調査依頼について」等	29-32 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
5	「戸塚進也議員からの情報」等	33-35 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号ハ
6	「●●における会談の内容」	36-40 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ、ロ及びハ
7	全部非公開文書1	41-42 頁	全部	公文書管理法第16条第1項第1号ロ※
8	「朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題に関する処理方針案」	43-44 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号ハ
9	「朝鮮半島出身軍人・軍属 遺骨の返還について」等	49-60 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
10	「旧軍人・軍属等韓国人遺骨返還問題」等	61-78 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号ハ

11	「旧軍人・軍属等韓 国人遺骨引渡し問 題に関する処理方 針案」	79-80 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
12	「軍人遺骨問題（日 本側提案）」等	81-86 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
13	（別添 4）「朝鮮出身 軍人軍属戦没者遺 骨引渡し問題につ いて」	87-89 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
14	「朝鮮半島出身旧 日本軍・軍属の遺骨 引渡し問題（クロノ ロジー）」	90-103 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
15	「朝鮮半島出身旧 日本軍軍人・軍属の 遺骨引渡し問題（ク ロノロジー）」	104 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
16	全部非公開文書 2	107-108 頁	全部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
17	「遺骨の保管につ いて」	109-110 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
18	「朝鮮半島軍人・軍 属の遺骨の保管に ついて」	111-113 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ※
19	「遺骨の返還交渉 について」	114-115 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
20	「朝鮮半島出身軍 人・軍属の遺骨の保 管に関する厚生省・ 外務省協議の記録」	116-124 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
21	「朝鮮半島出身軍 人・軍属遺骨の保管 状況について（3）」	125 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ

22	全部非公開文書 3	126-128 頁	全部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ※
23	「朝鮮半島出身軍 人・軍属遺骨の保管 状況について」	129-132 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
24	「朝鮮籍戦没者遺 骨について」	133 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
25	「朝鮮籍戦没者遺 骨について」	134 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
26	全部非公開文書 4	135-136 頁	全部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
27	「朝鮮半島出身軍 人・軍属遺骨の返還 について」	137-141 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
28	「軍人・軍属の遺骨 の保管について」	142-145 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
29	「遺骨の保管につ いて」	146-147 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
30	無題(「援護局長」か ら始まる業務に関 するメモ書き (10/20))	148 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
31	「朝鮮半島出身戦 没者遺骨について」 等	150-176 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハ ※※
32	「軍人・軍族の遺骨 の保管状況」	177-179 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
33	「遺骨返還につい ての法律関係につ いて」	180-181 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
34	「朝鮮在籍戦没者	182-185	本文の一部	公文書管理法第

	等遺骨の預託について（依頼）」等	頁		16 条第 1 項第 1 号イ
35	「朝鮮半島軍人・軍属の遺骨の保管について」	186-188 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ※
36	「朝鮮半島出身戦没者遺骨について」	189-190 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
37	「(参考 4) 祐天寺保管遺骨の移管要望等についての経緯」	191-194 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
38	「○厚生省が接触した関係者」等	195-201 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
39	「無題（「2 次大戦、韓人孤魂」から始まる文書）」	202-210 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
40	「遺骨の返還交渉について」	212-213 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
41	「留守名簿」等	214-216 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
42	「朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題について」等	217-220 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
43	「朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨の保管に関する厚生省・外務省協議の記録」	221-226 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
44	「朝鮮半島出身戦没者遺骨について」	227-228 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びハ
45	「朝鮮在籍戦没者等遺骨の預託について（依頼）」等	229-232 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
46	「(参考 4) 祐天寺保管遺骨の移管要望	233-236 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1

	等についての経緯]			号イ及びハ
47	「朝鮮籍戦没者遺骨について」	237 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
48	「朝鮮籍戦没者遺骨について」等	238-240 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
49	「朝鮮半島出身軍人・軍属遺骨の保管状況について(3)」	258 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
50	全部非公開文書5	259-261 頁	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ※
51	全部非公開文書6	262-264 頁	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ※
52	「朝鮮半島出身軍人・軍属遺骨の保管状況について」	286-289 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
53	「朝鮮籍戦没者遺骨について」	290 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
54	「朝鮮籍戦没者遺骨について」等	291-292 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
55	「朝鮮半島出身軍人・軍属遺骨の保管状況について」	325-327 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
56	「朝鮮籍戦没者遺骨について」等	328-330 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
57	「朝鮮半島出身軍人・軍属遺骨の保管状況について」等	331-342 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びハ
58	「朝鮮籍戦没者遺骨について」等	343-345 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1号イ
59	「名刺」	346-347 頁	本文の一部	公文書管理法第16条第1項第1

				号イ
60	「遺骨リスト」	364-399 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
61	「朝鮮半島出身軍 人軍属遺骨の保管 について」	403-406 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
62	「朝鮮半島軍人軍 属の遺骨の保管に ついて」	413-416 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ及びハ
63	答弁資料	419 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
64	答弁資料	425-433 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
65	「対馬・壱岐におけ る元朝鮮半島出身 者埋葬遺骨問題」	447-449 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ及びハ
66	「援護局長に対す る質問」	450-451 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
67	「遭難韓国人の遺 骨（いわゆる徴用 工）調査報告書」	452-461 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
68	「(参考 1) 壱岐・対 馬における旧三菱 重工広島機械製作 所 朝鮮半島出身徴 用工の遺骨の調査・ 収集について」	483-484 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
69	「援護局長に対す る質問」等	485-487 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
70	「在韓ひ爆者渡日 治りよう問題等」	497-498 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
71	「ツシマ・イキにお ける元朝鮮半島出	499 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1

	身者まいそう遺こ つ問題」			号ハ
72	「対馬・壱岐にお ける元朝鮮半島出身 者埋葬遺骨問題」	503-506 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
73	「対馬・壱岐にお ける元朝鮮半島出 身者埋葬遺骨問 題」	507-511 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ及びハ
74	「韓国人遺骨奉還 援助」等	514-519 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ロ
75	「在隊証明書の送 付等について」等	2-13 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
76	「元日本兵の死亡 状況等について」等	14-38 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
77	「朝鮮出身戦役者 遺骨の概況につい て」	39-46 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
78	「戦没韓国人兵士 の位牌等の入手に ついて」等	48-55 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
79	「韓国人戦没者の 遺骨調査について (回答)」等	56-70 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
80	「韓国人戦死者の 遺骨調査について」 等	71-77 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ
81	「韓国側代案（仮 訳）」	132-133 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
82	「朝鮮半島出身者 遺骨引渡し問題」	135-139 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ハ
83	「対日民間請求権 申告要領」等	140-143 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ

84	「遺留品の受領者(遺族)調査」等	147-162 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
85	「戦没韓国人の死亡証明について(依頼)」	164 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
86	「離散家族探し(フォローアップ)」等	170-201 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
87	「韓国人の消息調査等実績」	202 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
88	「旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題」等	203-221 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号ハ
89	「戦死証明書の照会(回答)」等	243-253 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
90	「領収証」	294 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
91	「遺骨に添付した弔辞」	295 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
92	「韓国出身戦争裁判刑死者還送遺骨慰霊祭案内状送付先名簿」	298 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
93	「韓国出身戦争裁判刑死者遺骨の韓国への還送について」等	303-306 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
94	「対外応答要領」	307 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号イ
95	「韓国出身旧軍属戦没者の遺骨返還」	312-313 頁	本文の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号ハ
96	「戦没者の情報一	318-319	本文の一部	公文書管理法第

	覧」等	頁		16 条第 1 項第 1 号イ
97	「経歴書」	323 頁	本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ

※ 諮問庁は、理由説明書において、一部の文書の利用制限事由を公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニから同号ハ又はロに変更した。

※※ 諮問庁は、理由説明書において、一部の文書の利用制限事由を公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニから同号ハに変更し、その後同じ部分について、補充理由説明書において利用制限事由を同号ハから同号ロに変更した。

別紙2 諮問庁が新たに利用に供するとした情報

1	2	3	4
通番	対象文書名	頁数	諮問庁が新たに利用に供するとした情報
1	「朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉」等	6 頁	下から2箇所目の利用制限部分1行目行頭から2行目31文字目まで
		14 頁	最右上の利用制限部分
		17 頁	全部（利用制限部分のうち1行目11文字目から2行目11文字目までは除く）
8	「朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題に関する処理方針案」	44 頁	最右上の利用制限部分の1行目行頭から2行目12文字目まで
16	全部非公開文書2	107 頁	1行目及び6行目行頭から9行目5文字目まで
18	「朝鮮半島軍人・軍属の遺骨の保管について」	113 頁	全部（利用制限部分のうち3行目、4行目及び5行目12文字目から16文字目までは除く）
22	全部非公開文書3	126 頁	1行目から3行目まで
26	全部非公開文書4	135 頁	1行目及び6行目行頭から9行目5文字目まで
31	「朝鮮半島出身戦没者遺骨について」等	150 頁	4行目行頭から6行目5文字目まで及び10行目
		162 頁	3行目行頭から5行目5文字目まで及び9行目
		164 頁	2箇所目の利用制限部分の1行目行頭から2行目19文字目まで
33	「遺骨返還についての法律関係について」	180 頁	全部
35	「朝鮮半島軍人・軍属の遺骨の保管について」	188 頁	全部（利用制限部分のうち3行目、4行目及び5行目12文字目から16文字目までは除く）
38	「○厚生省が接触した関係者」等	201 頁	1行目から5行目まで及び下から5行目から最終行まで（下から5行目3文字目及び下から4行目行頭から5文字目までは除く）

39	「無題（「2次大戦、韓人孤魂」から始まる文書）」	205 頁	全部（利用制限部分のうち2行目4文字目から14文字目まで、5行目13文字目から16文字目まで、7行目20文字目から23文字目まで及び最終行30文字目から33文字目までは除く）
39	「無題（「2次大戦、韓人孤魂」から始まる文書）」	206 頁	1行目行頭から3行目26文字目まで（2行目30文字目から3行目2文字目までは除く）
50	全部非公開文書5	259 頁	1行目から3行目まで
51	全部非公開文書6	262 頁	1行目から3行目まで
88	「旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題」等	211 頁	7行目13文字目から10行目4文字目まで

(※字数には句読点、記号、符号は含み、字下げや字空けは含まない。)

別紙3 諮問庁がなお利用を制限すべきとしている情報

1	2	3	4
番号	対象文書	利用制限事由	利用制限した理由
1	通番1から通番3まで、 通番5、通番6、 通番8から通番14まで、 通番16、 通番18から通番23まで、 通番26から通番28まで、 通番30、 通番31（番号4に掲げる部分を 除く）、 通番35から通番40まで、 通番42から通番44まで、 通番46、 通番49から通番52まで、 通番55、通番57、通番62、 通番77、通番81、通番82、 通番88、通番95	公文書管理法第 16条第1項第1 号ハ	朝鮮半島出身旧軍人・ 軍属等の遺骨の返還 に係る問題について の我が国の検討内容、 対処方針及び具体的 な対応ぶりに関する 記述であって、公にす ることにより、我が国 及び韓国の考え方や 対応ぶりが明らかと なり、韓国との信頼関 係が損なわれるおそ れがあり、また、将来 韓国と類似の交渉が 行われる場合には、交 渉上我が国が不利益 を被るおそれがある ため。
2	通番65、 通番70から通番73まで	公文書管理法第 16条第1項第1 号ハ	電信類であり、公にす ることにより、国の安 全が害されるおそれ があるため。
3	通番7	公文書管理法第 16条第1項第1 号ロ	法人に関する情報で あって、公にすること により、当該法人の正 当な利益を害するお それがあるものであ るため。
4	通番31の一部	公文書管理法第 16条第1項第1 号ロ	法人に関する情報で あって、公にすること により、当該法人の正 当な利益を害するお それがあるものであ るため。

別紙4 委員会において利用に供すべきと判断した情報

1	2	3	4
通番	対象文書名	頁数	委員会において利用に供すべきと判断した情報
1	「朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉」等	5 頁	9 行目 1 1 文字目から 3 0 文字目まで及び 2 2 行目の 1 6 文字目から行末まで
		7 頁	1 1 行目 4 文字目から 1 2 行目 1 5 文字目まで
		8 頁	1 1 行目全部
		11 頁	1 行目行頭から 2 行目の 1 4 文字目まで
20 頁	7 行目 1 0 文字目から 8 行目行末まで		
3	「朝鮮半島出身軍人・軍属の遺骨返還交渉」	26 頁	全部（利用制限部分の 5 文字目から 1 2 文字目までは除く）
8	「朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題に関する処理方針案」	44 頁	最右上の利用制限部分の 2 行目 1 3 文字目から 4 行目行末まで（3 行目行頭から 1 1 文字目まで及び行間の文字は除く）
9	「朝鮮半島出身軍人・軍属 遺骨の返還について」等	52 頁	下から 3 行目の 1 2 文字目から 2 行目行末まで
10	「旧軍人・軍属等韓国人遺骨返還問題」等	61 頁	下から 2 行目の 1 3 文字目から 1 6 文字目まで及び最終行 1 7 文字目から行末まで
		62 頁	1 行目から 2 行目まで

(※字数には句読点、記号、符号は含み、字下げや字空けは含まない。)